

主婦は自営業者になっていた！

今年の確定申告で一番印象に残ったことを伝えたい。

毎年確定申告を依頼されている大工さん、一年に一度奥様の作った帳簿を見せて貰い確定申告書を作成する。

今年は奥様がアルバイトを始めたとのこと。「年間いくら働きましたか？」と尋ねると「90万円くらいです。」「それではご主人の配偶者控除の対象になれますし、奥様自身は所得税も住民税もかかりません。」

私が話すと、奥様が不安そうな顔で「これはL会社から貰ったんですけどよく分かりません。」と提示した書類を見て愕然とした。

それは、業務請負契約書と収入金額980,000円、経費ゼロ、所得金額980,000円と書いた収支内訳書、事業所得980,000円から基礎控除を引いて計算された所得税30,000円と記載された所得税確定申告書Bだった。

主婦は自営業者になっていた。L会社はアルバイトの主婦に払った金額まで課税仕入れにしていた。自社の消費税を49,000円少なくするために、自己申告制度の権利まで奪う勢いで、主婦に所得税、住民税を負担させ、ご主人の配偶者控除にも入れさせなかった。

消費税は人件費（直接雇用している従業員の給料）に係る税金ともいえる。人件費は消費税がかかっていないとして「仕入税額控除」の対象にならないからだ。赤字の企業でも人件費の多い企業は消費税の納税額が多くなる。

経営者は、会社の消費税を減らすために、給料という人件費ではなく、「仕入税額控除」の対象になる外注費、派遣会社への支払いにシフトする。L会社もこの流れに乗ったということだろう。

しかし、主婦にとってもご主人の大工さんにとってもたまったものではない。請負になったために主婦自身95,000円、ご主人の大工さんも57,000円の税額アップ、主婦は労災の対象にもならない。そして何よりも主婦はそのことに気づいていないし、説明も受けていない。

消費税増税とともに、このような外注費化は一層進むし、増税分の人件費削減も予想され雇用の崩壊は防げないと考えられる。

税理士も得意先から消費税の相談をされたら、企業の側だけを考え外注化の促進に力を貸すことになりかねない。消費税の仕組みを変えることを提案するべきではないか。

さらに消費税増税に伴い、消費税は価格の一部という仕組が問題となっている。

つまり、消費者にとって消費税は、税金として払うのではなく、物やサービスの対価の一部として負担している。そのため、消費税には転嫁に関する規定がない。転嫁の為の規定は統制経済になってしまい自由競争を阻害するおそれがあるためだ。

ところが安倍政権は小売業者の「消費税還元セール」を取り締まる転嫁対策法案を閣議

決定した。

法案は、消費税の転嫁拒否等の行為（①減額 ②買ったたき ③購入強制、役務の利用強制 ④不当な利益提供の強制）、転嫁拒否の事実を知らせたことによる報復行為、を行ってはならない、としている。

小売業者が増税分を上乗せしないで価格を据え置いたり安売りをしたりするのを禁じるとともに、大手小売業者が増税分を上乗せしないために仕入れ業者に値下げを迫るのも取り締まる。

加えて、消費税の円滑かつ適正な転嫁確保のために、転嫁カルテル及び表示カルテルについて独占禁止法の適用除外制度を設ける（公正取引委員会への届出制）、としている。

これに対し小売業界から批判の声が上がった。スーパーや洋服店などが自由に価格を決めたりセールをしたりするのを政府が規制するのはおかしいという主張だ。

「ユニクロ」の柳井正会長兼社長は記者会見で「そんな法案をつくること自体が理解できない。先進国のやることではない」と非難した。

イオンの岡田元也社長も会見で「非常にくだらない議論だ。国民の生活を考えていない」と批判した。

我々税理士はなぜ政府がこんな法案を作ったのか知っている。消費税は価格の一部という仕組みのせいで、転嫁ができなければ税収が上がらず、滞納が増えることを見越した法案だということ。

現在の消費税5%は税収の25%程だが、税金の滞納のうち消費税が占める割合は50%、納めたくても納められないということだ。増税で消費税が税収の40%になるときの滞納は？

一方で規制緩和、一方で統制経済、と矛盾に満ちた政策の根源には、消費税の抱えている仕組みの矛盾がある。

今こそ税理士は消費税の仕組みの問題点を指摘し、雇用問題の悪化、中小企業の倒産を防がなければならない。

P S

来年4月以降の消費税率の引き上げ時の「還元セール」を禁じた消費増税転嫁法案は5月17日、「消費税」に言及しないセールは容認するよう修正され、衆議院で賛成多数で可決された。

修正されたといっても統制経済に代わりがなく、税額表示の「税抜き」表示の復活等での国民の混乱を考えると、根本問題から目をそらした小手先の改正である。

政府の国民無視の姿勢はどこまで続くのか。税に対する問題は税理士が止めるしか解決しない。